

令和7年第3回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
5号	医療的ケア児者とその家族の支援拡充を求める意見書	1
6号	義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、 2026年度政府予算に係る国への意見書	3
7号	都城市議会のハラスメント根絶に関する決議	5

議員提出議案 第5号

医療的ケア児者とその家族の支援拡充を求める意見書

提出先	{	衆議院議長	参議院議長
		内閣総理大臣	財務大臣
		文部科学大臣	厚生労働大臣
		内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)	
		内閣官房長官	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月24日提出

提出者	都城市議会議員	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>楠見 千穂子</u>
賛成者	〃	<u>中村 千佐江</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>長友 潤治</u>
賛成者	〃	<u>綿屋 善明</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

医療的ケア児者とその家族の支援拡充を求める意見書

在宅での医療的ケアが日常的に必要な0歳～19歳の児童などは、2024年度の時点で全国に21,126人いると推計されています。医療的ケア児者本人への負担は当然ながら、在宅ケアや送迎、付き添いなどに代表されるように家族の負担も大きく、医療的ケア児者やその家族をどのように支えていけるかが課題となっています。

そうした背景の中、国は令和3年6月18日「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を公布し、同年9月18日に施行されました。同法では、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行う」ことを基本理念とし、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とされ、国においても各種取組を進めていただいていることは理解しています。

これを受け、国や地方公共団体、保育所や学校等の設置者は、基本理念にのっとり支援することが責務と明記され、都城市においても取組を進めているところです。

しかしながら、医療的ケア児者を支える公的及び民間サービスには自治体などによって充実度に差がある状況であり、医療的ケア児者とその家族を支援する人材や施設等が恒常的に不足しているなど、いまだに課題解決には至っておらず、基本理念に示されている「居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策」には程遠い状況です。

よって、国に対し、次の事項について措置を講じられるよう、強く求め要望します。

記

- 1 医療的ケア児者とその家族を支援するために必要な施策について、実情を十分に考慮し、さらなる財政措置を講じること。特に、改善がみられない生活介護の事業所やショートステイ施設の安定した設置に向けては、家族のレスパイトケアにもつながることから積極的速やかにより一層の措置を講じること。
- 2 医療的ケア児者の受入れ・支援について、医療型短期入所施設事業所開設支援事業が実施されているが、計画期から準備期、立ち上げ期に至るまでに数年を要する。身近な地域で短期入所を速やかに利用できるよう、新規開設に向けたより一層の支援拡充策を講じること。
- 3 このほか、医療的ケア児者及びその家族の支援につながる取組をより一層進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月24日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第6号

義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2026年度
政府予算に係る国への意見書

提出先	<table><tr><td>衆議院議長</td><td>参議院議長</td></tr><tr><td>内閣総理大臣</td><td>財務大臣</td></tr><tr><td>総務大臣</td><td>文部科学大臣</td></tr></table>	衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	財務大臣	総務大臣	文部科学大臣
衆議院議長	参議院議長						
内閣総理大臣	財務大臣						
総務大臣	文部科学大臣						

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月24日提出

提出者	都城市議会議員	<u>羽田野 徳寿</u>
提出者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>別府 英樹</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>赤塚 隆志</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、２０２６年度
政府予算に係る国への意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

２０２１年の法改正により、小学校の学級編制標準は２０２５年度までに段階的に３５人に引き下げられました。また、中学校においては２０２６年度から引き下げる方針となっています。

今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、自治体の財政力を起因とする教育格差が生じることは大きな問題です。

現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられております。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが大切であり、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、国に対し２０２６年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。
- 3 中学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年９月２４日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第7号

都城市議会のハラスメント根絶に関する決議

上記の議案を別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月24日提出

提出者	都城市議会議員	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>江内谷 満義</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>長友 潤治</u>
賛成者	〃	<u>佐藤 紀子</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

都城市議会のハラスメント根絶に関する決議

私たち都城市議会議員は、市民の負託を受けた代表者として、高い倫理観と責任感を持って議会活動に取り組み、市政の発展及び市民福祉の向上に尽力しなければなりません。

ハラスメントは、人権に関わる重大な問題であり、個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、精神的な被害をもたらすだけでなく、社会全体の信頼関係を著しく損なう許されない行為です。

とりわけ議員の市職員に対するハラスメントは、行政機能の停滞や人材の喪失にもつながり、組織の業務遂行を阻害するなど重大な影響を与えます。

都城市議会は、全ての人々が互いに尊重しあい、適切な行政運営が行えるよう、議員と市職員との関係のみならず、議員同士、市民との関係など、全ての場におけるハラスメントの防止及び根絶に全力で取り組むとともに、市民に信頼される議会の実現を目指すため、下記のとおり決議します。

記

- 1 議員一人一人がハラスメントについて正しく理解し行動するために必要な研修を継続的に実施します。
- 2 ハラスメントのない、公正で透明性の高い議会運営、議会活動に努めます。
- 3 「都城市議会ハラスメント根絶条例（仮称）」を策定し、市民からの信頼を確立していきます。

以上、決議する。

令和7年9月24日

宮崎県都城市議会